

商品概要説明書【山梨しんきん教育ローン「はぐくみ」(当座貸越型)】

令和 6 年 11 月 1 日現在

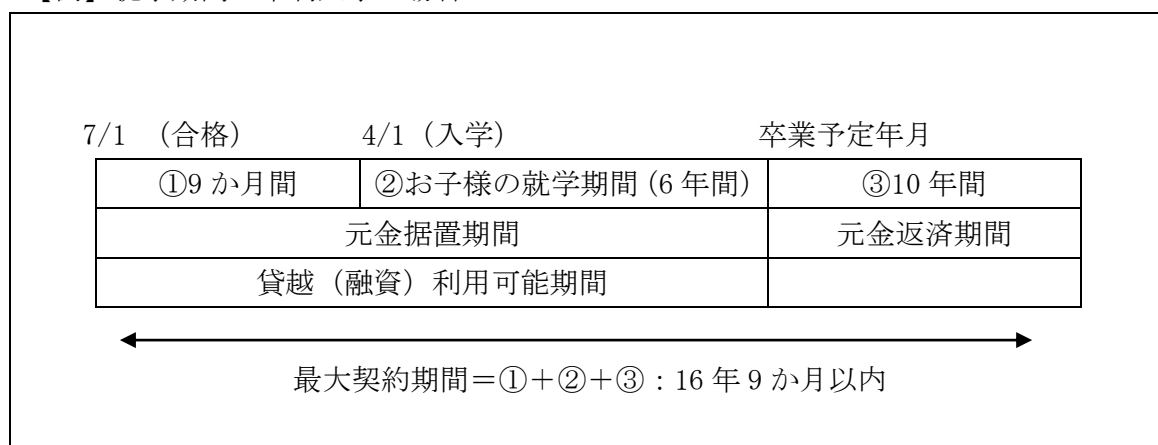
1. 商品名（愛称）	山梨しんきん教育ローン「はぐくみ」(当座貸越型)	
2. 商品イメージ	■大学等に就学（予定を含む）する子弟を持つ親権者様が、学校納付金その他必要な教育資金の借入を一定限度額の範囲内（入試合格・入学予定校が決定後、卒業予定月までの間に限り）で繰り返し利用し、卒業時に分割返済に切り替えることによって返済を行うという、当座貸越型商品です。	
3. ご利用いただける方	■当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方または営業区域内の事業所に勤務されている方 ■満 20 歳以上の個人の方 ■安定継続した収入がある方（年金受給者を含む） ※派遣社員・パート等の非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる場合に限り対象となります。 ■一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ■日本国籍を有する方または永住者および特別永住者である方	
4. お使いみち	申込者または申込者の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ① 就学する学校等への納付金 ② 就学にかかる付帯費用 ③ 申込者が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料	
	学校への納付金とは	寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む
	付帯費用とは	受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等
【学校等の例】 大学院（法科大学院含む）、大学、短期大学、専修大学、各種学校（予備校・専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園・保育園等		

5. ご融資金額	■50 万円以上 500 万円以内（10 万円単位）
6. 貸付形式	■当座貸越型（ローンカードによる A T Mでの出金）
7. ご融資期間	■14 年 9 ヶ月以内（6 年制大学は 16 年 9 ヶ月以内）
8. ご融資利率	■年 3.10% 【変動金利】
9. ご返済方法	■子弟の就学期間中は毎月貸越利息のみの支払（随時、元金返済も可能） 就学期間終了後は元金均等分割返済（最長 120 回払い）
10. 担保・保証人	■一般社団法人しんきん保証基金の保証によりますので保証人・担保は必要ありません。
11. 保証料	■保証料（年 0.90%）は融資利率に含まれます。
12. 必要な書類	■運転免許証（運転免許証を徴求できない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証（注）など本人と確認できるもの） （注）健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。 ※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの） ■年収が確認できる書類 （公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書控のいずれか） 年金受給者の方は当金庫の年金受取口座に前年 1 月から 12 月に振込まれた金額がわかる通帳および年金振込通知書・年金額改定通知書等が必要になります。 ■入在学が確認できる書類（合格通知書・入学許可証・在学証明書等） ■普通預金通帳およびお届け印（普通預金通帳印）

13. 苦情処理措置・紛争解決措置	■苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話 0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話 03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。 ■紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。
14. その他	■ご融資した資金は、ローンカードによりATMで出金してください。 ■返済条件を変更すると所定の手数料がかかります。 ■審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

◆山梨しんきん教育ローン「はぐくみ」（当座貸越型）の仕組み

【例】就学期間6年制大学の場合



【例】就学期間 4 年制大学の場合

7/1 (合格) 4/1 (入学) 卒業予定年月

①9 か月間	②お子様の就学期間 (4 年間)	③10 年間
元金据置期間		元金返済期間
貸越 (融資) 利用可能期間		



最大契約期間＝①＋②＋③：14 年 9 か月以内